排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準

1 特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により規制基準となる流量を算出する。

$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$

- この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。
 - q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)
 - He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)
 - Cm 法第四条第一項第一号の規制基準として定められた値(単位 百万分率)

次項に規定する方法により補正された排出口の高さが五メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

2 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q\cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

Ht =
$$2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)
- Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)
- Q 温度十五度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)
- V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)
- T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)